

はじめに

「循環型社会の形成を目指して」

国においては、大量生産・大量消費・大量廃棄の時代からの転換を目指して、平成5年に制定した「環境基本法」を基本として、平成12年に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、さらに、その後の各種リサイクル関連法が施行され、資源循環型社会の構築に向けた法整備が図られています。

鹿島市においては、平成23年度から平成27年度までの5年間における本市のまちづくりの指針として第五次鹿島市総合計画が策定されました。

さらには、平成23年の策定時からこれまで、少子高齢化や住民ニーズの多様化、地方分権の推進など、まちづくりを取り巻く環境は大きく様変わりするものと想定し、柔軟かつスピード感を持って対応をしてまいりました。

これらの社会情勢の変化は、ある程度予測の範囲内であったものもありますが、この数年間で大きく対応の変化を迫られたものもあります。

その最たるものが、平成23年3月に発生した東日本大震災であり、震災以後の「安全・安心」に関する施策は地方自治体の大きな責務として求められています。

またそのほかにも、本市の得意技ともいえる「ものづくり」をさらに盛り上げていくための施策、さらには、暮らしやすく育てやすい環境づくりのための「子育て支援」や「都市基盤整備」についての施策など、今やらなければならない、あるいはもう一段階ギアを上げて取り組まなければならない行政課題があるという理由等により、今回、これらの緊急的・優先的な行政課題を本市のまちづくりの指針に盛り込むために、平成26年に総合計画「基本計画」の見直しが行われました。

その、総合計画に掲げたひとつひとつの施策を確実に実現することで「みんなが住みやすく、暮らしやすいまち」の推進に努めていくこととしています。

環境下水道課におきましては、ごみの排出量の削減、再資源化又排水対策の強化を目指しています。

特に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」が完全実施された平成12年度から、焼却ごみの減量化、分別の徹底、確実なごみ出しなどに取り組んできました。

このような中で、廃棄物行政は、ごみの排出抑制、再利用、再資源化や環境に配慮した適正なごみ処理、河川や海の快適な水環境を保全するための生活排水対策など、なお一層全力で取り組まなければならない市政の重要な課題の一つとなっています。

今回、国の動向やこれまでの取組を踏まえながら、市民・事業者・市が一体

となって一般廃棄物の排出抑制や再資源化等に取り組むため、「鹿島市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

この計画の推進にあたりましては、各関係機関の協力はもとより市民の協力が不可欠です。行動・政策の基準は「地球環境に負荷をかけない」ということです。このことが、持続ある経済発展にもつながっていくと考えています。

「できることから始める」このことが美しい地球を次の世代に残すために、今生きている私たちの責務です。

計画策定に当たって

1 計画策定の目的

今日、廃棄物を取り巻く環境が大きく変化している中で、一般廃棄物の排出抑制や減量化・再資源化に重点を置き、本市の現状とこれまでの取組を踏まえた総合的・長期的な視点に立った施策を計画的・効率的に推進するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づき、平成28年度を初年度とする鹿島市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものです。

2 基本計画の位置づけ

基本計画は、一般廃棄物の発生から処分までの基本方針を定めるもので、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」で構成します。

なお、基本計画は「第六次鹿島市総合計画」及び「鹿島市環境基本計画」、「鹿島市汚水処理構想」など各種計画との整合性を図るとともに、一部事務組合の佐賀県西部広域環境組合とも整合性を図るものとします。

3 目標年度

基本計画の目標年度は、平成32年度とし、中間目標年度を平成30年度とします。

4 計画期間

基本計画の計画期間は、平成28年度から32年度までの5年間とします。

なお、基本計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直すものとします。

5 計画区域

計画区域は、市内全域を対象にします。

第1章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念

20世紀におけるめざましい経済発展は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムやライフスタイルを定着させ、水やごみ問題を引き起こすなど地域環境を損ない、ひいては地球温暖化やオゾン層の破壊といった地球環境までも影響を及ぼす要因となっています。

私たちは、これらの課題解決のために社会経済システムやライフスタイルを見直し、環境に負荷の少ない循環を基調とした持続的発展が可能な循環型社会を形成していかなければなりません。

本市は、一般廃棄物の排出抑制や減量化・再資源化に重点を置いた次の3Rの推進に積極的に取り組み、環境保全に努めます。

- 1) リデュース (Reduce) / 減らす 資源の無駄遣いを減らす。
- 2) リユース (Reuse) / 再利用 繰り返し使う。
- 3) リサイクル (Recycle) / 再資源化 不要品を再生利用する。

今後、これらのことを実現するため、市民・事業者・市がそれぞれの立場で果たすべき責務と役割を理解し、多様化する環境問題への対応に「行政への市民参加」で環境保全に配慮した資源循環型社会の構築に取り組んでいかなければならないと考えています。

以上のことを踏まえ、本市は、『「処理から利用」へと資源循環型社会（コンパクト・エコシティ）の構築を目指して』を基本理念とし、事業者や市民と一体となって次のことを推進します。

第2節 基本方針

1 リサイクルの推進

ごみの分別収集による焼却するごみの減量化、資源としての再利用など廃棄物の循環型社会への転換を促進します。

2 焼却しないごみ処理

地球温暖化やダイオキシン対策のため、焼却しないごみ処理を基本に、ごみの不法焼却の監視・指導等をはじめ、脱焼却・リサイクル・環境汚染ゼロのごみ処理体系を推進します。

3 関係市町及び関係機関との連携

佐賀県西部広域の市町が連携して、ごみ処理関連施設の共同処理、共同利用など広域的に処理する体制の一層の推進を図るとともに、公共下水道終末処理施設、鹿島藤津地区衛生施設組合（一般廃棄物処理）、(有)鹿島環境整備社、許可業者等と連携し、一般廃棄物等の減量化・再資源化に取り組みます。

4 公共下水道終末処理施設（浄化センター）の利用

使用期限の延命化に努めるとともに、ごみの再資源化のためのストックヤード的な利用に重点を置く施設とし、そのための施設整備を図ります。

5 環境学習

資源循環型社会の構築の基盤となるリサイクル施設・エコステーション等の施設を計画的に整備し、環境学習・研修の場として活用します。

また、小・中学校の学校給食の牛乳パックの再資源化に努めるとともに、環境学習の実施や情報の提供に努めます。

6 委託処理制度の導入

一般廃棄物の減量化・再資源化には、(有)鹿島環境整備社、鹿島・藤津地区衛生施設処理組合、公共下水道終末処理施設等が時代に即した対応を図る必要があります。今後、一般廃棄物（ごみ・し尿）に対して十分な対応と経費節減を図るために、指定管理制度の導入を検討します。

7 ごみ出しルールの徹底

鹿島市環境衛生推進協議会、各地区区長会及び地区環境美化推進員と協働し、確実なごみ出しと市内の環境保全に努めます。

鹿島市環境衛生推進協議会、各地区区長会及び地区環境美化推進員は、各地区自治会によって組織されています。各地区自治会は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という姿勢をベースに各ごみステーションの管理を行います。

市内に居住する人は、それぞれの地区自治会の設置するごみステーション等を利用してごみを排出します。

第3節 ごみ排出量の予測と減量目標

本市の将来推計人口は、少子化等により、徐々に減少する傾向にあり、これに伴いごみの排出量も年々減少するものと推測されます。

鹿島市では、県内でも先駆けて平成12年4月から本格的にごみの分別収集を開始し、焼却ごみの減量化に取り組んできました。さらに、平成23年度からは、馬渡地区をモデル地区としての生ごみの分別収集を行った結果、予想を大幅に上回る生ごみの減量化が図られたことから、平成27年度から行成地区全世帯も開始しました。さらに、この事業を拡大し大字納富分地区を始めに鹿島市全域で生ごみの分別収集を進めるものとします。

今後、最終的には焼却ごみを「ゼロ」にするために、再資源化へ向けての分別の徹底、有機物の堆肥化、市民の環境問題への意識啓発など各取組を実施します。

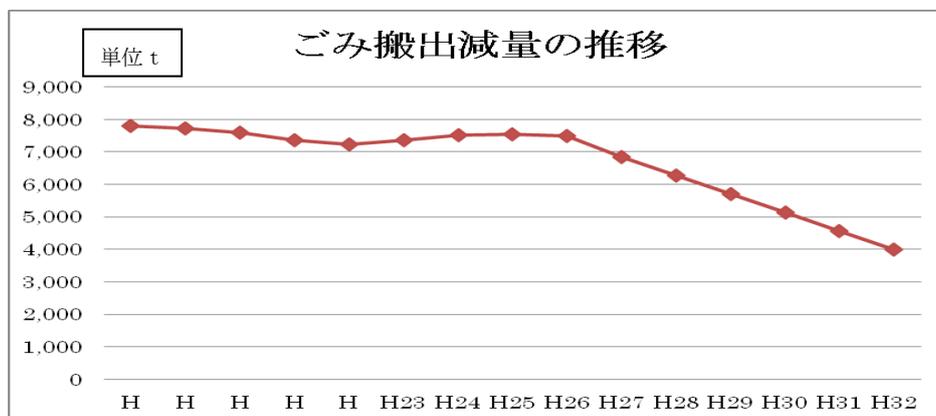
また、最終処分場の延命化を図り長期にわたり活用するために、市民・事業者・市の三者が一体となって、ごみの排出抑制に積極的に取り組み、再利用、再資源化をさらに推進し、環境保全に配慮した資源循環型社会の構築を目指します。

ごみ処理基本計画の減量目標は、<下表>のとおりですが、今後の技術開発、経済動向、国の新たな減量化施策及び市民の環境に対する意識向上など社会情勢の変化に応じて見直しを行います。

一般廃棄物 年度別ごみ排出量の実績とH28年度～H32年度の目標値

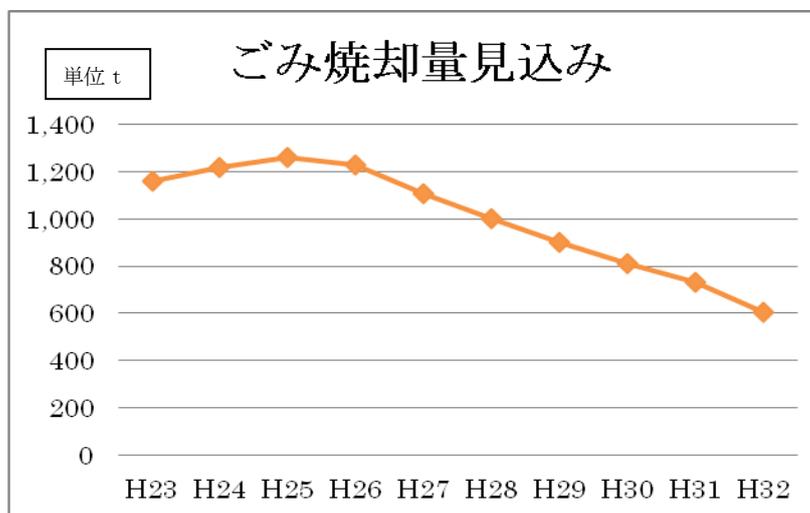
<表>

年度	排出量	年度	排出量
H23	7,355 t	H28	6,280 t
H24	7,519 t	H29	5,710 t
H25	7,537 t	H30	5,140 t
H26	7,474 t	H31	4,570 t
H27	6,850 t	H32	4,000 t



年度	焼却量
H23	1,161t
H24	1,218t
H25	1,259t
H26	1,229t
H27	1,108t
H28	999t
H29	901t
H30	812t
H31	732t
H32	605t

事業系一般焼却ごみの見込み



第4節 ごみゼロエミッション社会を目指して

1 市民・事業所・市の基本的な責務と役割

(1) 現状と課題

平成12年度から本格的な資源ごみの分別収集が始まり、さらに、平成23年度から生ごみの分別収集を始め、最終処分場の使用期限の延命が図られています。資源ごみの分別収集は定着してきていますが、まだ一部で分別されていない資源ごみが焼却ごみとして排出されているケースが見られることから、最終処分場への資源ごみの搬入をさせないための啓発と指導体制等の強化を図る必要があります。

また、ごみの不法投棄・ポイ捨て・散乱ごみに対する監視、指導、処理について迅速に対応できる方策を実施する必要があります。

(2) 基本的方向

生産、流通、消費、処分までの段階において、市民・事業者・市がそれぞれの責務と役割を果たし、一体となつてごみの排出抑制や再資源化・再生利用等に取り組めます。

① 市の基本的な責務と役割

(ア) 多様化するごみの種類に適切に対応するため、安全かつ効率的に再資源化する分別収集と運搬体制の整備に努めます。

(イ) 鹿島市浄化センター、(有)鹿島環境整備社(再資源化施設、生ごみ堆肥化)、佐賀県西部広域環境組合の資源化設備等を整備し、ごみを迅速かつ衛生的に処理、また再生利用します。

- (ウ) 市民や事業者に対し、環境学習の開催や、ごみの排出抑制・再資源化等に関する意識の普及啓発を行うとともに、その自主的な活動の支援に努めます。
- (エ) グリーン購入法に基づく調達方針を策定し、資源の有効利用を推進します。
- (オ) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく分別収集計画を策定し、分別指導体制の充実を図ります。
- (カ) 指定ごみ袋制を堅持しながら、事業系資源ごみの有料化と、事業系一般ごみ搬入料金改訂等を、ごみの資源化・減量化のため調査検討します。
- (キ) 不法投棄・ポイ捨て等に対応するため各種団体及び市民への指導体制の充実と関係機関との協力体制を図るとともに、環境パトロールの強化やボランティア活動の推進を図ります。

② 事業者の基本的な責務と役割

- (ア) 使い捨て製品の製造・販売の自粛、過剰包装の自粛、リターナブル容器の使用など、製品の開発・製造・流通の各段階において、ごみの排出抑制に努めるものとします。
- (イ) 市が策定する基本計画に協力し、ごみの分別を徹底するなど減量化・再資源化に取り組むとともに、再生品を使用調達するなど資源の有効利用に努めるものとします。
- (ウ) 事業活動に伴うごみは、自らの責任において適正に処理します。
- (エ) 事業活動で発生した食品残渣等は、処理機等で自ら堆肥化・飼料化取り組みを基本とし、自ら処理できない生ごみは、市の基本計画に従い処理します。
- (オ) 製品がごみになった場合、適正に処理できるように製品の開発に努めるものとします。
- (カ) 事業系の指定袋の創設を検討し、必ず利用するように努めるものとします。
- (キ) ボランティア活動に積極的に参加し、まちの美化活動に努めます。

③ 市民の基本的な責務と役割

- (ア) 使い捨て製品の使用の自粛、簡易包装・ノー包装への協力、リターナブル容器の使用、製品の長期間使用など、ごみの排出抑制に努めるものとします。
- (イ) 「分ければ資源、混ぜればごみ」を合言葉に「ごみを焼かない・埋めない」基本計画を遵守し、ごみの分別を徹底するなど減量化・再資源化に取り組むとともに、ボランティア活動に積極的に参加し、まちの美化活動に努めます。

- (ウ) 生ごみの自家処理を奨励し、排出抑制に協力します。
- (エ) 再生品を使用調達するなど、資源の有効利用に努めます。
- (オ) ごみステーションの管理は各地区自治会が行います。(居住するいずれかの各地区自治会に加入し)、ごみの排出、ごみステーションの管理等を各地区環境美化推進員とともに行います。
- (カ) 決められたごみステーション・収集日・時間にごみ出しを行い、ごみステーションでは、分別収集に協力し、分別指導や各地区自治会ごみステーションのルールを厳守して収集に協力します。
- (キ) 家庭系指定袋を必ず使用します。
- (ク) 不法投棄・散乱ごみ・ポイ捨ての違反追放と防止対策に協力します。
- (ケ) ごみ処理等に対する理解を深めるため、環境学習などの研修会に積極的に参加します。

第5節 ごみの減量化・再資源化の推進

1 家庭ごみ対策

(1) 現状と課題

資源ごみ、生ごみ、粗大ごみ及び一般ごみに分別して各ごみステーションに搬出します。

市民の分別収集への協力もあり、少しずつではありますが、ごみの減量化、再資源化が進んでいます。

しかし、一般ごみに資源ごみの混入など、分別不良も見受けられます。

(2) 基本的方向

各地区環境美化推進委員と協力し、確実なごみ出しの徹底を図るとともに、ごみの減量化・再資源化を推進するため、出前講座の実施などで市民の意識改革を進めます。

(3) 施策の概要

- ① 市民が的確な分別搬出を行えるように、広報紙等による情報提供に努めます。
- ② 市民の環境問題に対する意識を高めるために、環境学習会・研修会を積極的に開催します。
- ③ 「分ければ資源、混ぜればごみ」を基本に、分別可能な品目の検討を行います。

2 事業所ごみ対策

(1) 現状と課題

事業所から排出される焼却ごみは、事業所自ら運搬するか、許可業者が収

集運搬するかのいずれかにより、さが西部クリーンセンターへ搬入されています。

資源ごみは、許可業者等が収集運搬し、再生事業者等へ搬入しています。事業所ごみの搬入は、分別収集の徹底を図る必要があります。

(2) 基本的方向

排出責任を明確にし、自己処理原則の周知徹底を図り、事業者は許可業者に収集運搬を依頼するよう指導します。

また、ごみの減量化・再資源化を推進するため、事業所の体制づくりや従業員への環境教育の実施などで意識改革を進めます。

(3) 施策の概要

- ① 事業者は、分別を徹底して排出するなど、減量化・再資源化に取り組むものとします。
- ② 市は、事業所におけるごみの減量化・再資源化や再生品の使用などを促進するため、指導を強化するとともに普及啓発や説明会を行います。
- ③ 事業活動で発生した食品残渣等は、処理機等で自ら堆肥化・飼料化する取り組みを基本とし、自ら処理できない生ごみは、分別排出を徹底します。
- ④ さが西部クリーンセンターが引き取らないごみは、自らの責任において適正に処理するよう指導します。
- ⑤ ダイオキシン発生基準に適合しない違法な焼却炉の使用禁止を徹底します。

3 資源ごみ対策

(1) 現状と課題

資源ごみは、平成5年12月から、新聞紙・チラシを1つ、雑誌と雑古紙を1つにまとめ8品目の分別を行なっています。

また、平成25年4月1日からは、小型家電の分別の本格施行が始まり、平成26年4月より小型家電13品目についてリサイクル施設への搬入を開始し、一般ごみの減量化を目指しています。

現在分別の種類は、生きビン、茶色ビン、無色透明ビン、その他の色のビン、蛍光灯類、乾電池等、スプレー缶・カセットボンベ、雑金属、割り箸・串等、陶器類、小型家電古着・布類、ダンボール、新聞紙・チラシ、雑誌・雑古紙、コピー用紙 紙パック、紙箱・包装紙、シュレッダー紙、その他紙製容器・包装紙・袋 空き缶、ペットボトル、プラスチック類、廃食油、生ごみ

各地区自治会のごみステーションで、分別収集が行われ、市民に分別排出の協力を呼びかけ、管理と分別の徹底が図られるよう指導します。

事業所についても、家庭と同様の分別を指導していますが、ごみステーションへの違反ごみの搬入が見受けられます。

(2) 基本的方向

徹底した分別収集を実施し、ごみの再資源化を推進します。

(3) 施策の概要

- ① 市は、ごみの再資源化のために、分別収集を継続して行います。
- ② 市は、各地区自治会のごみステーションで共同分別収集を効率的に出来るように、ごみステーションの体制と運搬体制の充実を図ります。
- ③ 市民や事業者は、分別を徹底して排出し、分別収集に協力するとともに、可能な限り再資源化に努めるものとします。
- ④ 市民・事業者・市は、リサイクル品の使用などグリーン購入法に協力し可能な限り再生品の使用に努めます。
- ⑤ 市は、事業所・市民・各種団体に対し、分別チラシの配布と環境意識の向上につながる説明会・研修会を開催し、積極的な参加を呼びかけます。
- ⑥ 市は、事業所の許可業者収集運搬分の一部有料化に向けた取り組みと分別の徹底を図るよう事業所・収集運搬業者の指導を行います。
- ⑦ 市は、粗大ごみのリサイクル（資源化）を積極的に推進します。
- ⑧ 使用済小型家電に含まれているレアメタル、レアアースの分別収集を行い、更なる資源化を目指します。

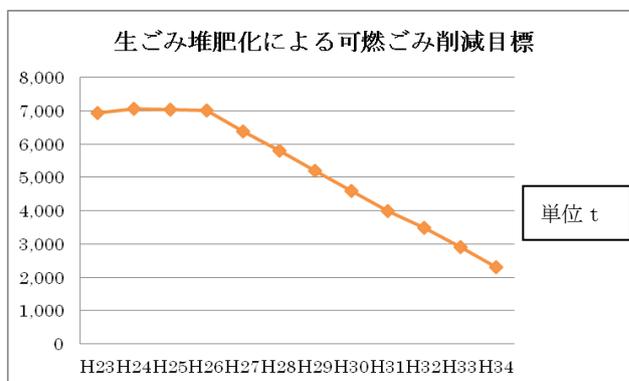
4 生ごみ対策

(1) 現状と課題

平成16年度から鹿島市においては8種類の分別収集を行い、生ごみ収集は、現在、燃えるゴミとしてごみ袋による回収を行っています。

平成27年度から馬渡地区と行成地区で生ごみのバケツステーション回収を行い堆肥化を行っています、今後これを大字納富分の地区全域に広げていきます。将来的には、市内全域に広げて行くことを目標にして生ごみの減量化を行うために、プラスチック等の異物の混入や不十分な水きりがないように徹底指導を行い、堆肥化、将来的には飼料化出来るように研究していきます。

年度	削減量
H25	7,025 t
H26	6,998 t
H27	6,374 t
H28	5,900 t
H29	5,300 t
H30	4,700 t
H31	4,100 t
H32	3,600 t



(2) 基本的方向

今後「生ごみは、燃やさない」を基本に、生ごみは、先ず第1に自家処理に取り組むものとし、それができない場合は、分別排出して堆肥化を行い、各種政策とリンクし循環型社会形成を図っていきます。

(3) 施策の概要

- ① 市は、資源循環型社会の構築のため家庭・事業所が積極的に生ごみの減量化・資源化に取り組むよう指導します。
- ② 市は、家庭・事業所における生ごみの減量化・資源化を支援し、必要な情報を提供し、生ごみの自家処理対策を推進します。
- ③ 生ごみ等を利用したバイオマス等についても検討を行っていきます。
- ④ 堆肥化施設は、(有)鹿島環境整備社の施設を利用し、基本計画に基づいた処理をすべて対応できるよう取り組みます。
その後、浄化センターの整備が整い次第、生ごみ堆肥事業と協働して行うものとします。
- ⑤ 生ごみから製造された堆肥を利用した野菜作りなど、循環型社会の形成を図っていきます。
- ⑥ 更なる高度化利活用を図るため、堆肥化、更には「飼料化」等を研究します。

5 粗大ごみ対策

(1) 現状と課題

家電リサイクル法の施行により、法対象機器の回収と持ち込みが出来なくなり、家電製品の搬入量が大幅に減少していますが、これらの不法投棄は、増えている状況にあります。

現在、自転車・ふとん類・家具類・家電製品（家電リサイクル法対象品目以外）・鉄くず類が粗大ごみのほとんどを占めていますが、粗大ごみの中には、そのまま使用できるもの、少し手を加えれば再利用できるものや金属類などの資源物が排出されています。

(2) 基本的方向

金属類など資源物を可能な限り回収し有効利用するために、積極的なリース・リサイクル体制の確立を図ります。

資源化は、(有)鹿島環境整備社で集積を行い、ごみの減量化を図ります。
粗大ごみのうち、木くず、紙及びプラスチックを原料とした固形燃料化RPF（Refuse Paper & Plastic Fuel の略）の試験的研究を実施します。

(3) 施策の概要

- ① 市は、金属類などの資源物を回収するため、(有)鹿島環境整備社において別

機の整備を進めます。

- ② 市は、粗大ごみのうち、そのまま使用できるもの、少し手を加えれば再利用できるものの活用を促すとともに、物を大事に長く使用する意識の啓に努めます。

6 浄化センター・藤鹿苑汚泥対策

(1) 現状と課題

鹿島市公共下水道浄化センター及び鹿島・藤津地区衛生施設組合(藤鹿苑)から排出される乾燥汚泥は直接県外業者により堆肥化されています。今後、経費の節減、減量化を図るために、この汚泥の対策が課題となっています。

(2) 基本的方向

「有機物は市外に出さない」を基本に、現在、県外処理となっている汚泥の堆肥化を、今後鹿島市公共下水道浄化センターで処理するように改修を進めることで、資源の循環を行います。

(3) 施策の概要

- ① 市は、人間の糞尿を肥料として使っていた日本古来の循環のあり方を再評価することにより、市民の環境問題に対する啓発につなげます。
- ② 市は、浄化センター・藤鹿苑等から排出される汚泥の堆肥化を早急に検討し実施できるよう国、県に働きかけます。
- ③ 市は、生ごみや汚泥からできた堆肥を利用し、食育及び地産地消と連動した取組みを行います。

7 リユース・リサイクル

(1) 現状と課題

リサイクルバザーやフリーマーケット、リサイクルショップを利用する人が年々増えてきており、まだ修理すれば使えるものや再利用できるものがごみに出され、各家庭には使われていない贈答品などがあります。

(2) 基本的方向

物を大事に長く使用し、不要品を再利用するという市民の意識の啓発・向上を図るため、鹿島市社会福祉協議会、各小学校等が地域で開催するバザーなどのリサイクル活動を育成し、継続的な活動ができるよう支援するとともに、市民が気軽に利用でき、リサイクル活動や啓発の拠点となる施設を整備します。

(3) 施策の概要

- ① 市は、市民一人ひとりが、リサイクルの主役だという視点に立って、不品の再利用など生活の身近なところから行動を始めるよう、積極的に働きかけていきます。

- ② 市は、啓発強化を行うなど再利用や再生の方法などの情報提供に努めます。
- ③ 市は、不要品の交換が気軽に出来るリサイクル工房等リサイクル施設の設置に向けて、調査研究をします。
- ④ 市は、鹿島市社会福祉協議会や各小学校、各ボランティア団体等が開催するリサイクルバザーやフリーマーケットなどを支援します。
- ⑤ 市は、不要品の再利用を推進するため、事業者に対し、不要品の修理や下取り体制の構築を要請するとともに情報を提供します。

第6節 廃棄物処理施設

1 現状と課題

一般ごみ、粗大ごみの一部は、さが西部クリーンセンターで焼却処分し、資源ごみは、(有)鹿島環境整備社で中間処理をしています。

生ごみの堆肥化施設については、市内全域の生ごみの堆肥化及び浄化センター・藤鹿苑の汚泥堆肥化を行った場合、施設の規模が課題になってきます。

浄化センターは、汚泥堆肥化に対する施設整備を検討し、推進します。

2 基本的方向

今後も、資源化できないごみを焼却処分するため、資源の有効利用を図るには、粗大ごみを資源化するための破碎・分別・選別が可能な施設整備が必要なことから、資源化できない焼却ごみ量を最終的に判断し、減容化する施設の種類と規模等の検討を行い、将来においても使用できるような施設建設を進めます。また、市内全域の生ごみ、藤鹿苑及び浄化センター汚泥の堆肥化を行い、循環型社会形成を行っていきます。これらの施設は、公害防止対策に万全を期した安全で衛生的なものにするとともに、周辺環境との調和を図るものとします。さらに、一般廃棄物については、ごみ袋価格も含めた検討を行い、市民が排出するすべてのごみについて受け取る体制を整備することが必要となります。一方、不法投棄対策についても随時取り組む必要があります。

3 施策の概要

(1) さが西部クリーンセンター（最終処分場）

- ① 資源化できないごみの全量を焼却処分します。
- ② 市は、関係機関と協議により、新たに建設された最終処分場を伊万里市の佐賀県西部広域環境組合へ機能を移管しました。
- ③ ごみの分別指導等の啓発と協力依頼に積極的に取り組みます。
- ④ 資源の有効利用を推進するため、粗大ごみの資源化を検討します。
- ⑤ 資源ごみ混入の持ち込みについて、(有)鹿島環境整備社、浄化センターにストックヤードを設けて分別できるよう今後対応します。

(2) 鹿島藤津地区衛生施設組合「藤鹿苑」（し尿処理場）

- ① 施設の老朽化に対し必要な維持整備を行い、使用期限の延命に努めます。
- ② 汚泥の適正処理及び脱水汚泥の堆肥化を推進します。
- (3) 鹿島環境整備社（資源ごみ中間処理・保管施設）
 - ① 資源ごみの中間処理・保管施設として、選別・圧縮・保管等を行います。
 - ② 資源循環型社会の構築のため積極的に取り組みます。
 - ③ 容器包装リサイクル法以外のごみの資源化にも積極的に取り組みます。
 - ④ 資源ごみ・一般ごみ以外の一般廃棄物（市が収集しないごみ）についても許可業者が有料で受け入れ処分します。
 - ⑤ 生ごみ・草木剪定クズ・汚泥のリサイクル施設（堆肥化）整備に取り組みます。
 - ⑥ 不要品の展示や環境学習会などの研修会を実施します。（エコステーション・リサイクルプラザ（展示・研修施設）の整備）
- (4) 浄化センター(公共下水道終末処理施設)
 - ① 汚泥の脱水装置を有する浄化センター汚泥及びし尿等の堆肥化に取り組みます。
 - ② 浄化センターの適正な維持管理に努めます。
 - ③ 浄化センターについても指定管理者制度の導入に向けた検討をします。

第7節 その他

1 災害廃棄物対策

鹿島市防災計画（平成19年7月に策定）により対策を行います。

2 火災ごみ対策

火災ごみは、分別可能な再資源化物品以外はさが西部クリーンセンターに、搬入します。

3 海岸漂着物対策

(1) 把握

海岸漂着物の把握を行います。

(2) 処理

分別できるものは分別を行います。①空き缶（原型をとどめている物）は洗浄し、資源ごみとして排出します。つぶれている物、さびている物は雑金属として排出します。②ペットボトルは、資源ごみとして排出します。③空きビン（原型をとどめている物）は資源ごみとして、割れている物は一般ごみで排出します。

④それ以外のごみは一般ごみで排出します。

(3) 佐賀県西部広域環境組合との連携

佐賀県西部地域循環型社会形成推進計画に基づき連携を図り対策を行います。

4 ボランティアごみの排出

市内では、多くの市民の方がボランティアでごみ拾いを行っています。拾ったごみの処理については、分別できるものは分別を行います。①空き缶（原型をとどめている物）は洗浄し、資源ごみとして排出します。つぶれている物、さびている物は雑金属として排出します。②ペットボトルは、資源ごみとして排出します。③空きビン（原型をとどめている物）は資源ごみとして、割れている物は一般ごみで排出します。④それ以外のごみは一般ごみで排出します。